

## 令和6年度民間国際交流団体活動推進助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 公益財団法人山形県国際交流協会（以下「協会」という。）は、県民による国際交流を推進するため、地域の国際化に資する国際交流活動を行う民間の団体（以下「団体」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で民間国際交流団体活動推進助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

### (対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体（複数の団体で構成される組織を含む）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- ① 団体の所在地が山形県内にあること
  - ② 国際交流、国際協力又は国際理解の推進、あるいはこれらを通じた地域づくりを目的とした民間団体であること
  - ③ 規約等団体の目的、組織、代表者等に関する定めがあること
  - ④ 原則として1年以上の活動実績があり、かつ継続して国際交流関係活動を行う意思があること
  - ⑤ 非営利、非宗教、非政治の団体であること
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する団体でないこと
- 2 事業の採択にあたっては、初めて申請する団体、協会が指定する事業を実施する団体を優先する。

### (対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、令和6年度に実施する次の各号に掲げる事業とする。

- ① 県民の国際理解の向上に関する事業
  - ② 県民と在住外国人との交流事業
  - ③ 多文化共生社会づくりに関する事業
  - ④ 在住外国人を対象とした日本語学習支援に関する事業
  - ⑤ 在住外国人を対象とした新規日本語教室開設事業
  - ⑥ 国際的視野を備えた人材育成のための事業
  - ⑦ 県民に海外の優れた文化等を紹介する各種公演事業
  - ⑧ その他協会が適当と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成金の交付の対象から除外する。
- ① 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
  - ② 学会その他学術などの振興を主たる目的とする事業
  - ③ 技術援助が付随しない物資援助のみの国際協力事業
- 3 前条第2項に掲げる協会が指定する事業は、地域社会への波及効果が大きく見込まれる事業、先導的・モデル的な新しい取り組みの事業及び山形県内に在住する外国人に対する日本語学習を促進する事業等とする。

(対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成金対象事業費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、原則として、助成金対象事業費の2分の1に相当する額（千円未満は切り捨て）または、10万円のいずれか低い額とする。

2 同一事業に対し行政や他団体から助成を受ける場合は、助成金対象事業費の総額から当該助成金等の額を控除した金額をもって助成の対象とする。

(助成金交付の制限)

第6条 同一団体に対する助成金の交付は、同一年度につき1回とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体の長は、事業を実施する前に①助成金交付申請書（様式第1号）、②団体の規約、③団体の役員名簿、④団体の事業計画書・収支予算書、⑤その他団体の活動内容が分かる資料を3月15日（郵送の場合、消印有効）までに協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、再度、追加の助成事業の募集を行う場合は別に定める。

(審査委員会)

第8条 協会は、前条の交付申請があった事業について審査を行うため、民間国際交流団体活動推進助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、協会役職員及び外部審査員で構成する。

3 審査委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- ① 助成候補団体の選考に関する事
- ② 助成金額の査定、決定に関する事
- ③ その他関連する事項

(交付決定)

第9条 理事長は、第7条の申請があった事業について、審査委員会の審査を経て助成の可否及び助成金額を決定し、申請団体の長に通知するものとする。

(事業計画の変更・中止の承認)

第10条 助成金の交付決定の通知を受けた団体（以下「助成決定団体」という。）の長は、助成決定を受けた助成対象事業の内容に変更若しくは中止の事由が生じたときは、速やかに事業計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、その変更が助成金対象事業費の3割以内の軽微なものについては、この限りでない。

2 理事長は、前項の承認を行う場合、助成金の額の変更を必要とするときは、あわせてその変更の決定を行うものとする。

(実績報告)

第11条 助成決定団体の長は、助成対象事業の完了した日から30日以内若しくは4月20日

のいずれか早い日までに、①実績報告書（様式第4号）、②事業実績書、③事業実施状況写真、④事業収支決算書および対象経費の支出が分かる領収書のコピー（助成金対象外事業費の領収書は不要）⑤その他事業の成果を示す資料を理事長に提出しなければならない。

#### （助成金の交付）

第12条 前条による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成決定団体に助成金を交付するものとする。

2 助成決定団体の長は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金精算（概算）払請求書（様式第2号）を、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前二項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保する上で必要であると認めるときは、助成金の交付決定額の範囲内で、概算払いにより助成金を交付することができる。

#### （交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第13条 理事長は、助成決定団体が次のいずれかに該当する場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

① 助成事業を実施しないとき

② 助成事業を中止し又は完了する見込みがないとき

③ 助成事業の内容を、第11条の承認を受けないで変更したとき

④ 助成金を助成の目的以外に使用するなど、不正が認められるとき

2 前項の場合、理事長は助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

#### （報告の徴収及び調査）

第14条 理事長は、助成にかかる事業の適正な運営を図るため、必要があるときは、助成決定団体に対して、随時その助成事業及び会計等について報告を求め、又は調査することができる。

#### （助成決定団体の事業成果についての周知）

第15条 助成決定団体は、団体のHPやSNSにおいて事業成果の報告を行うこと。また、当協会の事業やHP等において成果の報告等に協力するものとする。

#### （補 則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

### ●助成金対象事業費

費目	助成金の対象範囲
謝金	講師謝金 通訳者等協力者謝金
旅費	講師旅費（含宿泊費） 通訳者等協力者旅費（含宿泊費）
通信費	事業開催周知のための通信運搬費
食材費	調理作業を伴う食文化交流等における食材費
賃借料	会場・機材・バス等の使用料、賃借料
印刷製本費	ポスター・チラシ・報告書・看板等の印刷製本費
消耗品費	事業実施に必要な消耗品購入費、事務用品費
保険料	各種レクリエーション保険、託児に関する保険
雑費	振込手数料等

### ●助成金対象外事業費

- ・申請団体内の役員、職員及び会員（以下「申請団体関係者」という。）に係る謝金
- ・申請団体関係者及び協力者にかかる人件費
- ・申請団体関係者及び協力者にかかる交通費、駐車場等の費用
- ・申請団体関係者、協力者及び参加者の昼食・お茶代
- ・申請団体の運営に係る費用（光熱費、電気代、事務機器購入）
- ・渡航来航経費

※上記に記載のない経費については、協会が審査の上決定する。